

大個審答申第 109 号
平成 30 年 3 月 28 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 27 年 10 月 1 日付け大都島窓住第 289 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が平成 27 年 6 月 26 日付け大都島窓住第 140 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 27 年 6 月 12 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「1 本人・家族等からの請求 2 本人等以外の者からの戸籍法に基づく請求・公用（国又は地方公共団体の機関から）の請求・特定事務受任者（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士又は行政書士）からの請求・第三者（血縁関係者、親族等・債権者等）からの請求 以上を含む戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票、その他戸籍に関するすべての請求書（郵便請求なども含む）H27 年 6 月 12 日からさかのぼって保存期間すべて」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「請求者にかかる戸籍謄本等交付請求書及び戸籍の附票の写し等請求書（平成 24 年 1 月 1 日から平成 27 年 6 月 12 日請求分）」に記録された情報（以下「本件情報」という。）と特定した上で、「請求者の住所、氏名、生年月日、連絡先、筆頭者の氏名、請求者と筆頭者との関係、請求の理由、必要な住所、使用目的」及び「証明書発行業務に従事する民間委託業者の担当者名」（以下「本件非開示部分」という。）を開示しない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

条例第 19 条第 2 号（平成 29 年大阪市条例第 69 号による改正前のもの。以下同じ。）に該当

（説明）

本件非開示部分の情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別され、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成 27 年 8 月 25 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、開示決定を求める。
- 2 異議申立人の実父が死亡したこと、それにより相続が発生したことについては、法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であることから、条例第 19 条第 2 号ただし書アに該当する。
叔父から、叔父が異議申立人の住所を知るために、異議申立人の戸籍謄本及び戸籍の附票を取得した事実を聞いたので、誰が請求したのかは分かっている。本人が知っている情報は、条例第 19 条第 2 号ただし書アの慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するため開示すべきである。
- 3 異議申立人の実父が残してくれた財産は相続により異議申立人の財産になる権利が発生することから、条例第 19 条第 2 号ただし書イに該当する。
- 4 異議申立人の戸籍上の直系に該当しない者がなぜ戸籍の謄本及び戸籍の附票を取得することができるのか知りたい。戸籍上の直系の者でなくても正当な理由がある場合に異議申立人の戸籍を取得することができるのであれば、その正当な理由を開示してほしい。正当な理由があるのに開示されないのは不当である。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件情報について
本件情報は、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書」、及び「住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し等請求書」に記録された各情報である。

2 本件非開示部分について

本件決定で非開示とした部分は次のとおりである。

- (1) 「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書」中、窓口に来られた方及び請求者（証明書を必要としている方）の各欄に記載された「住所」、「電話番号」、「氏名（フリガナ）」及び「生年月日」の各情報、筆頭者の氏名、請求者と筆頭者の関係及び請求の理由の各欄の情報、並びに区役所取扱使用欄に記載された権限書類、本人確認書類の各欄の情報及び受託事業者の職員名
- (2) 「住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し等請求書」中、窓口に来られた方（申請者）欄にある「住所」、「連絡先」、「氏名（フリガナ）」及び「生年月日」の各情報、権限書類及び本人確認資料の各欄の情報、並びに戸籍附票の筆頭者、必要な住所・必要な人の氏名、使用目的及び提出先の各欄の情報及び受け付けた受託事業者の職員名

3 本件請求に対し本件決定を行った理由

本件非開示部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ、当該情報の性質上、同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないと認められることから、条例第 19 条第 2 号に該当する非開示情報であると判断した。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第 19 条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第 19 条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件情報について

本件情報は、異議申立人が、異議申立人が属する戸籍の謄本の交付を請求する際に

実施機関に提出した「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書」並びに異議申立人以外の第三者が、異議申立人が属する戸籍の謄本及び附票の写しの交付を請求する際に提出した「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書」（以下「本件交付請求書1」という。）及び「住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し等請求書」（以下「本件交付請求書2」といい、「本件交付請求書1」と合わせて「本件各交付請求書」という。）に記録された情報である。

また、本件情報について実施機関が非開示とした部分は、次のとおりである。

- (1) 本件交付請求書1のうち、当該交付請求者の住所、電話番号、氏名、生年月日、「筆頭者の氏名」欄の各情報、請求者と筆頭者との関係、請求の理由、提出先、権限書類、本人確認書類
- (2) 本件交付請求書2のうち、当該交付請求者の住所、電話番号、氏名、生年月日、権限書類、本人確認資料、戸籍附票請求欄の「筆頭者」欄の各情報、使用目的、提出先及び余白に記録された情報
- (3) 本件各交付請求書に記録された証明書発行業務に従事する民間受託事業者の担当者の印影及び署名

3 争点

実施機関は、本件非開示部分について、条例第19条第2号に該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないとして本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件非開示部分は条例第19条第2号ただし書ア及びイに該当するため開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件非開示部分の条例第19条第2号ただし書ア及びイ該当性である。

4 本件非開示部分の条例第19条第2号ただし書ア及びイ該当性について

(1) 条例第19条第2号について

条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ（略）」については、開示しなければならない旨規定している。

(2) 本件非開示部分の条例第19条第2号ただし書ア該当性について

ア 戸籍法（昭和22年法律第224号）によれば、同法第10条の2の規定により、戸

籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属以外の者でも、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合や国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合のほか戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合に、戸籍の記載事項の確認を必要とする理由や戸籍の記載事項の利用の目的等を明らかにするなど一定の要件を満たせば、戸籍謄本の交付の請求をすることができるとされている。

また、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）によれば、同法第20条第3項の規定により、市町村長は、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者や国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者のほか戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該戸籍の附票の写しを交付することができるとされている。

以上のとおり、法に定められた要件を満たせば、戸籍や戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属以外の第三者からの請求により、戸籍の謄本や戸籍の附票に記録されている個人情報が第三者に提供されることは現行法上想定されているところであり、異議申立人以外の第三者がこれらの法に基づき正当な権利を行使した結果として、実施機関は、本件各交付請求書を保有している。

イ 一方で、本件各交付請求書に記録されている異議申立人以外の第三者や戸籍謄本及び戸籍の附票の写しの発行業務に従事する民間受託事業者の担当者に関する情報を、本件異議申立人である開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているとする法令等の規定はなく、また、実施機関によると、そのような情報を開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていることを一般とする慣行はないとのことである。

実施機関は、戸籍法又は住民基本台帳法の規定により戸籍の謄本や戸籍の附票等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対しその交付の事実を通知する「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」を設けている。当該制度において通知する事項は、「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱」によれば、証明書の交付年月日、交付した証明書の種別、交付した証明書の通数及び交付申請者の種別（第三者、代理人、職務上請求）のみであり、交付請求者の氏名や住所等については通知することができない取り扱いとしていることから、本件各交付請求書に記録されている異議申立人以外の第三者や戸籍謄本及び戸籍の附票の写しの発行業務に従事する民間受託事業者の担当者に関する情報は、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えない。

ウ 異議申立人が主張するように、一般に、実父が死亡したこと、それにより相続が発生したことは、慣行として実子が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と解されるところ、本件決定においては、本件各交付請求書に記録された情報を、慣行として異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定され

ているか否かが争点となるのであって、前記イのとおりそのような慣行はないものである。

また、異議申立人は、異議申立人が属する戸籍の謄本及び戸籍の附票を誰が取得したかを知っているので、本件非開示部分は条例第19条第2号ただし書アの慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当する旨主張する。

しかしながら、本件非開示部分と同内容の情報について、異議申立人が知ることができた事情があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、条例第19条第2号ただし書アの「慣行として」には当たらないと解される。

エ したがって、本件非開示部分は条例第19条第2号ただし書アに該当しない。

(3) 本件非開示部分の条例第19条第2号ただし書イ該当性について

ア 条例第19条第2号ただし書イは、同号本文の例外として、本文に規定する個人に関する情報に該当する情報であっても、当該情報を非開示とすることにより得られる利益よりも、当該情報を開示することにより得られる開示請求者を含む人の生命、身体、健康、生活又は財産（以下「人の生命等」という。）の保護という公益が優越する場合には、当該情報を開示すべきことを定めたものである。

したがって、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要があると解される。

イ 当審議会において本件非開示部分を見分したところ、前記第5の2(1)から(3)に記載した情報が記録されているのみであり、相続財産に関するような記録もないことから、本件非開示部分を開示することにより得られる人の財産の保護という公益が存在するとは認められない。

したがって、比較衡量を行うまでもなく、本件非開示部分は、開示することが必要であると認められる情報とはいえず、条例第19条第2号ただし書イに該当しない。

(4) 以上から、本件非開示部分は、条例第19条第2号ただし書ア及びイに該当しない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子

(参考) 調査審議の経過 平成27年度諮問受理第189号

年 月 日	経 過
平成27年10月1日	諮問書の受理
平成28年2月19日	実施機関から意見書の收受
平成28年3月28日	異議申立人から意見書の收受

平成 29 年 7 月 5 日	調査審議
平成 29 年 7 月 25 日	調査審議
平成 29 年 8 月 8 日	調査審議
平成 29 年 9 月 12 日	調査審議（異議申立人の口頭意見陳述）
平成 30 年 1 月 10 日	調査審議
平成 30 年 1 月 31 日	調査審議
平成 30 年 2 月 28 日	調査審議
平成 30 年 3 月 28 日	答申